

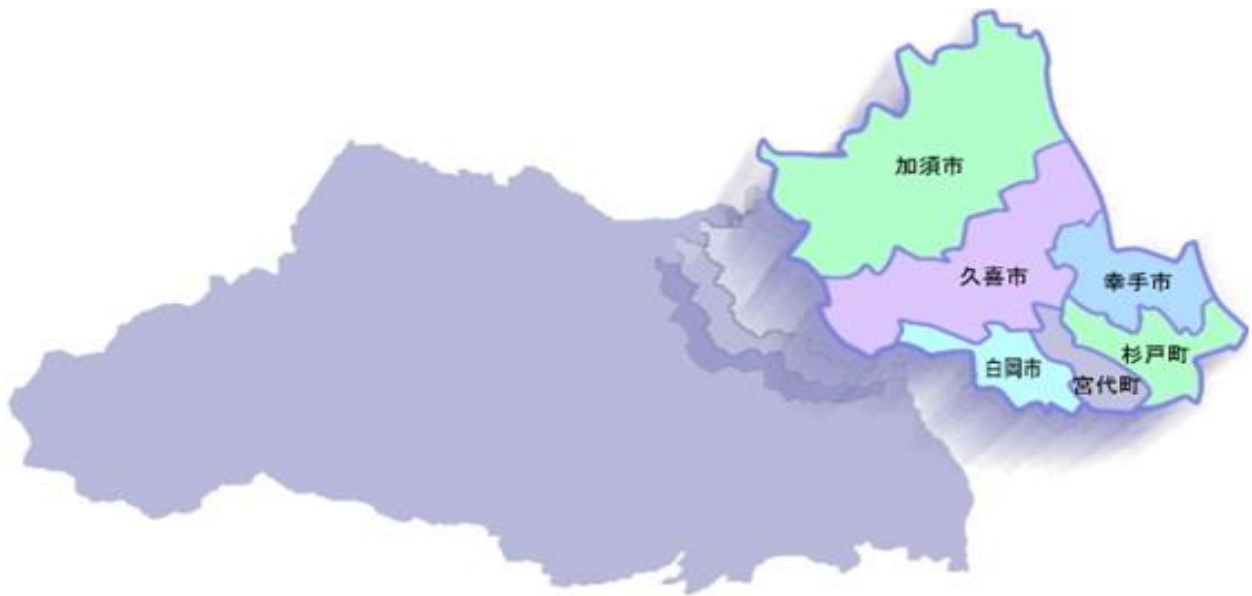
平成29・30年度用 埼玉東部消防組合建設工事等 入札参加資格審査申請の手引

[建設工事、設計・調査・測量、維持管理業務、物品供給]

平成29～30年度（平成29年4月1日～平成31年3月31日）に埼玉東部消防組合が実施する建設工事、設計・調査・測量、維持管理業務及び物品供給等の入札に参加を希望する場合は、入札参加資格の審査を受け競争入札参加資格者名簿に登載される必要があります。

入札参加資格審査申請書の提出に当たっては、この手引きをよく読んで正確に記載し、誤りや記載漏れ等がないようにしてください。

なお、申請書及び添付書類に、故意に虚偽の事項を記載したときには、入札参加資格を取り消すことがあります。



受付期間：平成29年2月13日（月）～2月24日（金）

申請方法：郵送による申請（消印有効）

送付先：埼玉東部消防組合消防局総務課

目 次

I 申請案内

1	競争入札参加資格審査申請について	1
2	申請できない者	1
3	資格審査基準日	1
4	競争入札参加資格の有効期間	1
5	申請にあたっての留意事項	1
6	受付方法	2
7	申請の手引き・様式等	2
8	その他	3

II 提出書類一覧

提出書類一覧表	4
---------	---

III 提出書類の作成について

1	競争入札参加資格審査申請書について	7
2	委任状について	7
3	業務経歴書・納入経歴書について	8
4	入札参加資格電算入力表について	8
5	「建設工事」の受注希望工事に関する申請者の資格（共通）	8
6	「設計・調査・測量」に関する申請者の資格（共通）	9

IV 申請区分一覧

1	建設工事業種コード（別表1）	10
2	設計・調査・測量業務コード（別表2）	19
3	維持管理業務コード（別表3）	22
4	物品供給業務コード（別表4）	24

V その他

1	市町村コード表	26
2	都道府県コード表	27
3	参考 地方自治法施行令第167条の4	28
4	埼玉東部消防組合競争入札参加者の資格等に関する規程	29

I 申請案内

1 競争入札参加資格審査申請について

平成29～30年度（平成29年4月1日～平成31年3月31日）に埼玉東部消防組合（以下「消防局」といいます。）が実施する建設工事等の入札に参加を希望する者は、次の申請区分に応じた入札参加資格の審査を受け、消防局の競争入札参加資格者名簿に登載される必要があります。

- | | |
|------------|--------------|
| (1) 建設工事 | (2) 設計・調査・測量 |
| (3) 維持管理業務 | (4) 物品供給 |

2 申請できない者

次のいずれかに該当する者は申請できません。

- ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- イ 地方自治法施行令第167条の4第2項（地方自治法施行令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により消防局の競争入札に参加させないこととされた者
- ウ 国税及び地方税について未納がある者
- エ 申請する業務の営業に関し、法律上必要とする登録・免許又は許可等を受けていない者

3 資格審査基準日

平成29年1月1日直前の決算日

4 競争入札参加資格の有効期間

平成29年4月1日から平成31年3月31日までの2年間

5 申請にあたっての留意事項

- ア 上記申請区分の複数に申請をする場合は、それぞれ別途の申請が必要となります。
- イ 申請できる業種は各区分とも、それぞれ5業種以内とします。
- ウ 提出書類はA4サイズで作成してください。A4サイズでないものは、A4サイズに縮小又は拡大コピーするか、A4サイズの紙に貼付して作成してください。
- エ 提出書類は、申請区分ごとに一覧表に掲げた順番にそろえて、書類がばらけないようダブルクリップにより留めるか、クリアファイルに入れて提出してください。（フラットファイル等に綴る必要はありませんが、ステープラーでは留めないでください。）

6 受付方法

- (1) 郵送による受付です。
- (2) 受付期間 平成29年2月13日(月)～平成29年2月24日(金)

※ 平成29年2月24日(金)消印有効

(3) 送付先

〒346-0021

埼玉県久喜市上早見396番地

埼玉東部消防組合消防局 総務課 あて

- ※ 封筒の表に『入札参加資格審査申請書類』と記載し、併せて申請区分を記載してください。
- ※ 複数の申請をする場合は、それぞれ別のクリップ留めとし、1つの封書に同封してください。
- ※ 行政書士等へ申請事務を委託される場合、数社分の申請がまとまって郵送される場合があります。

その場合は封筒の表に申請区分ごとの業者数を記載してください。

【封筒記載例】



(4) 送付書類

- 申請書
- 添付書類（提出書類一覧表をご確認ください。）
- 82円切手を貼付し、返送先を記入した返信用封筒（受付証を送付します。）

なお、複数の申請をする場合は、返信用封筒は1枚で結構です。

（但し、封筒を別にして申請される場合は、それぞれに返信用封筒を同封してください。）

(5) 提出書類を確認した後、送付していただいた返信用封筒にて、申請者へ受付証を送付します。

もし、提出書類に不足等があった場合は、その後の手続き方法について別途ご案内します。

7 申請の手引き・様式等

消防局ホームページからダウンロードできます。なお、書類の様式等は、全て消防局の独自様式です。

8 その他

- ア 資格審査後、参加資格を得た者は、消防局競争入札参加資格者名簿に登載し一般に公開しますので、あらかじめご承知の上、申請してください。
- イ 申請後、申請事項に変更があった場合には、速やかに変更届を提出してください。詳細については、消防局ホームページをご覧ください。

Ⅱ 提出書類

提出書類一覧

順番	申請書類及び 添付書類	様式				原本 写	様式 サイズ	説明
		建設	設計	維持	物品			
1	入札参加資格審査申請書					原本	A 4	<ul style="list-style-type: none"> この手引きに従って作成してください。 入札参加資格審査申請書は、左表のとおり申請区分ごとに申請書様式が異なります。 複数の申請をする場合は、それぞれ別途の申請が必要です。
	建設工事－１～３	消防局						
	経常建設共同企業体建設工事－１～３	消防局						
	設計・調査・測量－１～２		消防局					
	維持管理業務－１～２			消防局				
	物品供給－１～２				消防局			
2	委任状	消防局	消防局	消防局	消防局	原本	A 4	<ul style="list-style-type: none"> 代理人を置く場合のみ提出してください。
3	営業所一覧表	消防局	消防局	消防局	消防局	写	A 4	
4	工事経歴書（建設工事）	消防局	－	－	－	写	A 4	<ul style="list-style-type: none"> 直前２年間の主な完成工事について記入して下さい。
	業務経歴書（工事関連・維持管理）	－	消防局	消防局	－	写	A 4	<ul style="list-style-type: none"> 直前２年間の主な完成業務について記入して下さい。
	納入経歴書（物品供給）	－	－	－	消防局	写	A 4	<ul style="list-style-type: none"> 直前２年間の主な納入物品について記入して下さい。
5	経営規模等総括表（維持管理）	－	－	消防局	－	写	A 4	
	経営状況総括表（物品供給）	－	－	－	消防局	写	A 4	
6	直前２年の各決算期の完成工事高（建設工事）	消防局	－	－	－	写	A 4	
	直前２年の各決算期の業務実績高（工事関連）	－	消防局	－	－	写	A 4	
7	建設業退職金共済組合履行証明・建設業労働災害防止協会加入証明・(財)日本適合性認定協会等登録証及び障がい者雇用率（建設工事）【コピー可】	○	－	－	－	写	A 4	<ul style="list-style-type: none"> ISO認証取得点は、(公財)日本適合性認定協会(以下「JAB」という。)又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が認証したISO9001、9002及び14001を対象とします。 障がい者雇用状況点は、障がい者雇用率が1.8%以上の者の申請したすべての業種に対して配点します。

提 出 書 類 一 覧

順 番	申請書類及び 添付書類	様 式				原本 写	様式 サイズ	説 明
		建設	設計	維持	物品			
8	経営事項審査結果通知書（建設工事）（審査基準日は、原則として直前の営業年度終了日）【コピー可】	○	—	—	—	写	A 4	結果通知書が間に合わない場合は、経営事項審査申請書、工事種類別完成工事高表、経営状況分析終了通知書の写し。ただし、結果通知書到着後郵送してください。（経営事項審査申請書を後日に提出することはできません。）
9	技術者入力表（建設工事）	消防局	—	—	—	写	A 4	
	技術職員名簿（建設工事）		—	—	—	写	A 4	
10	技術職員等入力票・技術職員名簿（工事関連）	—	消防局	—	—	写	A 4	
11	営業種目一覧表（維持管理・物品供給）	—	—	消防局	消防局	写	A 4	営業内容を具体的に記入してください。
12	登記事項証明書（法人のみ）【コピー可】	○	○	○	○	写	A 4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 履歴事項全部証明書又は現在事項証明書 ・ 申請日前3か月以内のもの
13	代表者身分（元）証明書（個人事業者のみ）【コピー可】	○	○	○	○	写	A 4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本籍地の市町村において発行のもの ・ 代表者のもので、申請日前3ヵ月以内に発行されたもの
14	登記されていないことの証明書（個人事業者のみ）【コピー可】	○	○	○	○	写	A 4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 成年被後見人・被保佐人・被補助人でないことの証明書 ・ 代表者のもので、申請日前3ヶ月以内に発行されたもの <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">問い合わせ先：東京法務局民事行政部後見登録課 電話 03-5213-1360</p>
15	法人税・消費税及び地方消費税の納税証明書「その3の3」（法人のみ対象）【コピー可】	○	○	○	○	写	A 4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 税務署が発行する、未納の税額がないことの証明書 ・ 申請日前3ヵ月以内に発行されたもの
16	所得税・消費税及び地方消費税の納税証明書「その3の2」（個人事業者のみ）【コピー可】	○	○	○	○	写	A 4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 税務署が発行する、未納の税額がないことの証明書 ・ 申請日前3ヵ月以内に発行されたもの

提 出 書 類 一 覧

順 番	申請書類及び 添付書類	様 式				原本 写	様式 サイズ	説 明
		建設	設計	維持	物品			
17	法人市・町民税の納税証明書 (個人事業者のみ)【コピー可】	○	○	○	○	写	A 4	<ul style="list-style-type: none"> 法人で、加須市・久喜市・幸手市・白岡市・宮代町及び杉戸町内に事業所を有する場合は必ず提出してください。 各市・町が発行したもので、最新の1年度分の完納が証明できるもの 申請日前3ヶ月以内に発行されたもの
18	市町民税の納税証明書 (個人事業者のみ)【コピー可】	○	○	○	○	写	A 4	<ul style="list-style-type: none"> 個人事業者で、代表者の住所が加須市・久喜市・幸手市・白岡市宮代町及び杉戸町にある場合は必ず提出してください。 各市町が発行したもので、代表者の平成25年度個人市民税の納税証明書又は非課税証明書
19	決算書類の写し	○	○	○	○	写	A 4	<ul style="list-style-type: none"> 審査基準日の直前2年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書等 個人事業者の場合は、審査基準日の直前2年分の所得税確定申告書及び所得税青色申告決算書 営業期間が2年未満の場合は、提出可能なもの
20	法人番号指定通知書の写し (法人のみ)【コピー可】	○	○	○	○	写	A 4	<ul style="list-style-type: none"> 法人番号などを記載した国税庁からの通知書の写しを提出してください。 個人番号(マイナンバー)ではありません。個人事業者は必要ありません。
21	ISO(ISO9001、14001)認証 取得登録証の写し	○	○	○	○	写	A 4	<ul style="list-style-type: none"> 認証を取得している場合は写しを提出してください。 認証を取得していない場合は不要
22	障がい者雇用状況報告書の写し	○	○	○	○	写	A 4	<ul style="list-style-type: none"> 「障がい者雇用状況報告書」の提出義務のある事業者(従業員数が50人以上の事業者)はハローワークに提出した最新の報告書の写しを提出してください。
	障がい者雇用の証明書	○	○	○	○	写	A 4	<ul style="list-style-type: none"> 「障がい者雇用状況報告書」の提出義務のない事業者(従業員数が50人未満の事業者)で障がい者を雇用している場合は、提出してください。(消防局独自様式)
23	許可証明書等【コピー可】	○	○	注1	注1	写	A 4	許可証明書(通知書)、登録証明書(通知書)又は営業許可書等の写し
24	電算入力カードー1～4	消防局	消防局	消防局	消防局	原本	A 4	鉛筆書きで、とじ込まないでください。

注1 申請する業務を行うにあたり必要な資格或いは許可等が必要な業種については、許可証等の写しを添付してください。

2 様式の「建設」は建設工事、「設計」は設計・調査・測量、「維持」は維持管理業務、「物品」は物品供給です。

3 表中「消防局」とあるのは、消防局独自様式です。なお、「ー」の様式箇所は提出不要です。

4 「写」については、A4サイズに縮小複写又は拡大複写してください。

Ⅲ 提出書類の作成について

入札参加資格電算入力票は鉛筆で記入し、その他の申請書等は黒のペン又はボールペンで記入してください。パソコン等で作成する場合は、黒字で作成してください。

(1) 競争入札参加資格審査申請書について

ア 「受付番号」は記入しないでください

イ 「登記上の本店所在地」は、主たる営業所の所在地が登記上の本店所在地と異なる場合のみ記入してください。

ウ 業種は最大5業種まで申請できます。申請区分分類表を参照の上、記入してください。

エ 「前々期決算売上高」及び「前期決算売上高」は、審査基準日の直前2ヵ年分の決算書における損益計算書の売上高を、千円未満の端数は切り捨てて記入してください。

オ 「直前2年間の年間平均売上高」は、審査基準日の直前2ヵ年分の決算書における損益計算書の売上高の年間平均を、千円未満の端数は切り捨てて記入してください。営業期間が2年に満たない場合は、計算により1年分の平均を算出してください。

カ 「自己資本額」は、審査基準日の決算書の貸借対照表の資本の部又は純資産の部から、千円未満の端数は切り捨てて記入してください。

なお、個人事業者の場合は、直近の所得税確定申告書類の貸借対照表（資産負債調）の事業主借、元入金、青色申告控除前の所得金額の合計額から事業主貸の額を差し引いた額を記入してください。資産負債調を作成していない場合は0としてください。

キ 「資本金」は、法人の場合のみ、審査基準日の決算書の資本金額を記入してください。なお、決算後に資本金の変更があった場合は、変更後の資本金額（登記されている金額）を記入してください。

ク 「総従業員数」は、パート・アルバイト等を除いた、雇用期間を限定せず常時雇用されている者の数を、審査基準日時点の人数で記入してください。

ケ 「営業年数」は、設立年月日から起算した審査基準日までの年数から「休業期間」を差し引いた年数を、1年未満を切り捨てて記入してください。

(2) 委任状について

ア 代理人を置く場合のみ作成してください。

イ 「受任者使用印鑑」は、入札・見積り・契約の締結及び代金の請求・受領等に使用する印鑑を押印してください。

ウ 業務委託・物品等の両方を申請する場合は、それぞれ別に作成してください。

(3) 業務経歴書・納入経歴書について

ア 申請時の直前2年間（又は2事業年度分）の主な実績を記入してください。（可能な限り官公庁発注のもの。）

イ 様式は、同様の内容であれば、任意の様式でも結構です。

(4) 入札参加資格電算入力表について

ア（その1）から（その4）まで、鉛筆で記入してください。

(5) 「建設工事」の受注希望工事に関する申請者の資格（共通）

次の表に掲げる工事は、必要な届出や資格等がないと申請できません。

申請する場合には、資格情報を証明する書類を提出してください。

	工事分類名	資格情報を証明する書類	登録機関名
電気工事業	総合電気設備工事	電気工事業の業務の適正化に関する法律に基づく電気工事業開始届等の「届出受理通知書」等	都道府県知事 各産業保安監督部長 経済産業大臣
	発電変電設備工事		
	電気設備工事		
	信号設置工事		
管工事業	浄化槽工事	埼玉県知事に提出した「特例浄化槽工事業業者届出書」（「表面」と「裏面」）	埼玉県知事
電気通信工事業	有線電気通信工事	電気通信事業法に基づく「工事担任者資格者証（アナログ第1種、A I第1種、アナログ第2種、A I第2種、総合種又はA I・DD総合種）」の資格者証	総務大臣
	データ通信設備工事	電気通信事業法に基づく「工事担任者資格者証（デジタル第1種、DD第1種、デジタル第2種、DD第2種、総合種又はA I・DD総合種）」の資格者証	
消防施設工事業	水消火設備工事	消防法に基づく甲種第1類消防設備士の免状	都道府県知事
	泡消火設備工事	消防法に基づく甲種第2類消防設備士の免状	
	不燃性ガス消火設備工事	消防法に基づく甲種第3類消防設備士の免状	
	粉末消火設備工事	消防法に基づく甲種第3類消防設備士の免状	
	火災報知設備工事	消防法に基づく甲種第4類消防設備士の免状	
	避難設備工事	消防法に基づく甲種第5類消防設備士の免状	
	排煙設備工事	消防法に基づく甲種第4類消防設備士の免状	

※上表以外の資格については、資格を証明する書類を提出する必要はありません。

(6) 「設計・調査・測量」に関する申請者の資格（共通）

①「設計・調査・測量」申請に関する資格について次の業務は登録がないと申請できません。

ア 測量業務

測量法第55条第1項の規定による登録（測量業者登録）

イ 建築関連コンサルタント業務のうち、建築意匠

建築士法第23条第1項の規定による登録（建築士事務所登録）

ウ その他業務のうち、①不動産鑑定、②計量証明、③登記業務

① 不動産の鑑定評価に関する法律第24条の規定に基づく登録（不動産鑑定業者登録）

② 計量法第109条の規定に基づく登録（計量証明事業者登録）

③ 土地家屋調査士法第8条第1項又は同法施行規則30条の規定による登録（土地家屋調査士登録）

※ 上記ア、イの業務を申請する場合は、申請する事業所で登録を受けていることが必要です。

※ 上記ウ③については、土地家屋調査士事務所、土地家屋調査士法人、社団法人公共嘱託登記土地家屋調査士協会が対象です。

② 登録情報の確認について

登録情報を確認するため、その情報を証明する書類を提出してください。

登録名称	登録情報を証明する書類	登録機関名
測量業者登録	測量法第55条の5の規定に基づく測量業者としての登録通知等。※	国土交通大臣 (地方整備局長)
建築士事務所登録 (建築関連コンサルタント)	建築士法第23条の3の規定に基づく登録通知等。 ※	都道府県知事等
地質調査業者登録	地質調査業者登録規程第5条の規定に基づく登録通知等。	国土交通大臣 (地方整備局長)
補償コンサルタント登録	補償コンサルタント登録規程第5条の規定に基づく登録通知等。	国土交通大臣 (地方整備局長)
建設コンサルタント	建設コンサルタント登録規程第5条の規定に基づく登録通知等。	国土交通大臣 (地方整備局長)
不動産鑑定業者登録	不動産の鑑定評価に関する法律第24条の規定に基づく登録通知等。	国土交通大臣 都道府県知事
計量証明事業者登録	計量法第109条の規定に基づく登録通知等。事業区分ごとに登録しているもの。(長さ、質量、面積、熱量、体積、濃度、音圧レベル、振動加速度レベル等)	都道府県知事等
土地家屋調査士登録	土地家屋調査士連合会発行(申請日前3か月以内の発行)の土地家屋調査士登録証明書。	土地家屋調査士連合会

※ 測量業務、建築関連コンサルタント業務（建築意匠）を申請する場合は、申請する事業所で登録を受けていることが分かるもの（申請する事業所の名称及び所在地が記載されているもの）を提出してください。

【別表 1】

○ 『建設工事』業種コード

※ 「受注希望工事」欄に ●印 が表示されている工事を希望される場合は、資格情報を確認できる書類が必要となります。

業 種			受注希望工事分類			工 事 の 内 容	工 事 の 例 示
業種大コード	業 種 名	略称	業種小コード	工事分類名	略称		
01	土木工事業	土 木	01	土木一式工事	土 一	総合的な企画、指導、調整のもとに道路、河川、水路、その他の土木工作物を建設する工事（02～12の特殊工事は除く） 注）・盛土工事、掘削工事等は、とび・土工工事業の土工事（05-05） ・ガードレール、標識等の道路付属物設置工事は、とび・土工工事業の道路付属物設置工事（05-09） ・上水道施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設を建設する工事は、水道施設工事業の取水施設工事（26-01）、浄水施設工事（26-02）又は配水施設工事（26-03） ・下水道建設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設を建設する工事は、水道施設工事業の下水処理設備工事（26-04） ・清掃施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設の工事は、清掃施設工事業のごみ処理施設工事（28-01）又はし尿処理施設工事（28-02）	道路工事、河川工事、治水工事、土地区画整理工事、土地造成工事、樋管工事、公道下等の上下水道管等埋設工事
			02	農業土木工事	農 業	総合的な企画、指導、調整のもとに行う農業土木工事	ほ場整備工事、農道工事、農業用水道工事、かんがい用排水施設工事
			03	コンクリート 構造物工事	コンクリ	総合的な企画、指導、調整のもとに行う橋梁上部工（PC橋梁工事等は除く）、橋梁下部工（ニューマチックケーソン工事は除く）、擁壁、その他主体がコンクリート構造物である工事 注）・コンクリートくい打ち工事は、とび・土工工事業のくい工事（05-03）又は場所打ちくい工事（05-04） ・コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、コンクリートブロック据付け工事等は、とび・土工工事業のコンクリート工事（05-06） ・コンクリート積み（張り）工事は、石工事業の石工事（06-01）又はタイル・れんが・ブロック工事業のタイル・れんが・ブロック工事（10-01）	コンクリートラーメン橋工事、コンクリートT桁橋工事、コンクリートホロー スラブ橋工事、ボックスカルバート工事（空断面が10㎡以上のもの）、橋台工 事、橋脚工事、オープンケーソン工事、擁壁工事（高さが5m以上のもの）、砂 防ダム工事（高さが5m～15mのもの）、コンクリート水門工事、沈砂池躯体 工事、沈殿池躯体工事、コンクリートプール工事、連続地中壁工法、圧入式ケー ソン工法
			04	大口径管工事	大口径	総合的な企画、指導、調整のもとに行う上水道、下水道等の大口径管埋設工事（口径がおおむね1m以上のもの）	上水道幹線工事、下水道幹線工事
			05	地すべり防止 対策工事	地すべ	総合的な企画、指導、調整のもとに行う地すべり防止対策工事	地すべり抑制工事、地すべり抑止工事
			06	管渠推進工事	推 進	総合的な企画、指導、調整のもとに行う管渠推進工事	管渠推進工事
			07	トンネル工事	トンネル	総合的な企画、指導、調整のもとに行うトンネル 本体工事	トンネル本体工事
			08	ニューマチック ケーソン工事	NMC	総合的な企画、指導、調整のもとに行うニューマチックケーソン工事	ニューマチックケーソン工事

【別表 1】

○ 『建設工事』業種コード

※ 「受注希望工事」欄に ●印 が表示されている工事を希望される場合は、資格情報を確認できる書類が必要となります。

業 種			受注希望工事分類			工 事 の 内 容	工 事 の 例 示
業種大コード	業 種 名	略称	業種小コード	工事分類名	略称		
			09	シールド工事	シールド	総合的な企画、指導、調整のもとに行うシールド工事	シールド工事
01	土木工事業	土 木	10	PC橋梁工事	PC橋	総合的な企画、指導、調整のもとに行うPC橋梁工事等	PC橋梁工事、PCロックシェード橋梁工事
			11	ダム工事	ダ ム	総合的な企画、指導、調整のもとに行うダム本体工事	コンクリートダム工事、フィルダム工事、砂防ダム工事（高さが15m以上のもの）、貯水池ダム工事
			12	森林土木工事	森 林	総合的な企画、指導、調整のもとに行う森林土木工事	治山工事、林道工事
02	建築工事業	建 築	01	建築一式工事	建 一	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事(02～06の特殊工事は除く) 注) ・ 上水道施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設を建設する工事は、水道施設工事業の取水施設工事(26-01)、浄水施設工事(26-02)又は配水施設工事(26-03) ・ 下水道施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設を建設する工事は、水道施設工事業の下水処理設備工事(26-04) ・ 清掃施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設の工事は、清掃施設工事業のごみ処理施設工事(28-01)又はし尿処理施設工事(28-02)	鉄骨鉄筋コンクリート造建築物工事、鉄骨造建築物工事、鉄筋コンクリート造建築物工事(面積が100㎡以上のもの)
			02	木造工事	木 造	総合的な企画、指導、調整のもとに行う木造建築物工事	木造建築物工事
			03	軽量鉄骨工事	軽 鉄	総合的な企画、指導、調整のもとに行う軽量鉄骨造建築物工事	軽量鉄骨造建築物工事、鉄筋コンクリート造建築物工事(面積が100㎡未満のもの)
			04	プレハブ工事	プレハブ	総合的な企画、指導、調整のもとに行う鉄骨プレハブ造建築物工事	鉄骨プレハブ造建築物工事、軽量鉄骨プレハブ造建築物工事
			05	コンクリートプレハブ工事	コンプレ	総合的な企画、指導、調整のもとに行うコンクリートプレハブ造建築物工事	コンクリートプレハブ造建築物工事、プレキャストコンクリート造建築物工事
03	大工工事業	大 工	01	大工工事	大 工	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事
04	左官工事業	左 官	01	左官工事	左 官	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プaster、繊維等をこて塗り、吹付け、又は張付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事(建築物)、とぎ出し工事、洗い出し工事
05	とび・土工事業	と び	01	鉄骨等組立架設工事	組 立	足場の組立て、鉄骨等の組立て(加工を除く)を行う工事	とび工事、足場等仮設工事、鉄骨組立て工事、橋梁架設工事、バックネット設置工事
						注) ・ 鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して行う工事は、鋼構造工事業の鉄骨工事(11-01)、鋼橋梁工事(11-02)、鉄塔工事(11-03)等	

【別表 1】

○ 『建設工事』業種コード

※ 「受注希望工事」欄に ●印 が表示されている工事を希望される場合は、資格情報を確認できる書類が必要となります。

業 種			受注希望工事分類			工 事 の 内 容	工 事 の 例 示
業種大コード	業 種 名	略称	業種小コード	工事分類名	略称		
			02	解体工事	解 体	工作物の解体等を行う工事	工作物解体工事、建築物解体工事、ひき工事
05	とび・土工事業	と び	03	くい工事	く い	既製くい等を打撃、圧入、振動、ジェット、プレボーリング又は中掘工法により打つ工事	くい工事、既製コンクリートくい打ち工事、鋼管くい打ち工事、鋼矢板打ち工事、矢板土囲工事、くい抜き工事
			04	場所打ちくい工事	場所打	アースオーガ、リバーズ、オールケーシング工法等で、コンクリートくいを築造する工事	場所打ちコンクリートくい工事
			05	土工事	土	土砂等の掘削、盛上げ、締め固め等を行う工事	土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事、土留め工事、仮締切り工事、捨石工事、しゅんせつ工事（陸上で使用する掘削機で施工できる程度）
			06	コンクリート工事	コンクリ	コンクリートブロックを据付け、又はコンクリートにより工作物を築造する工事	コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事、コンクリートブロック据付け工事、はつり工事
			注）・土木工作物を総合的に建設するコンクリート工事は、土木工事業のコンクリート構造物工事（01-03）、PC橋梁工事（01-10）等 ・コンクリート積み（張り）工事は、石工事業の石工事（06-01）又はタイル・れんが・ブロック工事業のタイル・れんが・ブロック工事（10-01）				
			07	地盤改良工事	地 盤	薬液注入等により地盤を改良する工事	地盤改良工事、薬液注入工事、ウエルポイント工事、ボーリンググラウト工事、地すべり防止工事
			08	吹付け工事	吹 付	法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事	モルタル吹付け工事、種子吹付け工事、トンネル内防水工事
			注）・建築物に対するモルタル等の吹付けは、左官工事業の左官工事（04-01）又は防水工事業の防水工事（18-01）				
			09	道路付属物設置工事	道付属	ガードレール、標識等を組み立て、設置する工事	ガードレール設置工事、道路標識工事、防音壁工事
10	外構工事	外 構	建築物、公園等の外構の工事	外構工事、ネットフェンス工事			
99	その他工事	その他	その他のとび・土工・コンクリート工事（基礎的、準備的工事）	重量物の揚重運搬配置工事			
06	石工事業	石	01	石工事	石	石材（石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む）の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み（張り）工事、コンクリートブロック積み（張り）工事（建築物内外装、法面処理、擁壁）、石材加工工事
						注）・コンクリートブロック据付け工事は、とび・土工事業のコンクリート工事（05-06） ・コンクリートブロックにより建築物を建設する工事は、タイル・れんが・ブロック工事業のタイル・れんが・ブロック工事（10-01）	

【別表 1】

○ 『建設工事』業種コード

※ 「受注希望工事」欄に ●印 が表示されている工事を希望される場合は、資格情報を確認できる書類が必要となります。

業 種			受注希望工事分類			工 事 の 内 容	工 事 の 例 示
業種大コード	業 種 名	略称	業種小コード	工事分類名	略称		
07	屋根工事業	屋 根	01	屋根工事	屋 根	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	瓦屋根ふき工事、スレート屋根ふき工事、金属薄板屋根ふき工事、屋根断熱工事
08	電気工事業	電 気	01	● 総合電気設備工事	総 合	発電設備(非常用予備発電設備を含む)、変電設備電気設備等の電気工作物を総合的に建設する工事 注) ・電気設備のほか、管、電気通信設備、消防施設等の機械器具を複合的に設置する工事は、機械器具設置工事業のプラント設置工事(20-02)	総合電気設備工事
			02	● 発電変電設備工事	発 電	発電設備(非常用予備発電設備を含む)、変電設備を設置する工事	発電設備工事、変電設備工事
			03	送配電設備工事	送 電	送配電設備を設置する工事	送配電線工事、引込線工事、電車線工事
			04	● 電気設備工事	電 気	電気設備(非常用電気設備を含む)、照明設備等を設置する工事	構内電気設備工事、照明設備工事、ネオン装置工事、流量計設置工事
			05	● 信号設備工事	信 号	交通信号設備等を設置する工事	交通信号設備工事
			06	上下水道施設電気設備工事	水 道	上下水道施設の電気設備を設置する工事 注) ・上下水道施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設を建設する工事は、水道施設工事業の取水施設工事(26-01)、浄水施設工事(26-02)又は配水施設工事(26-03) ・下水道施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設を建設する工事は、水道施設工事業の下水処理施設工事(26-04)	上下水道施設電気設備工事、下水道施設電気設備工事
			99	その他工事	その他	その他の電気工事	電気防食工事
09	管工事業	管	01	給排水設備工事	給排水	給排水設備を設置する工事	給排水・給湯設備工事、衛生設備工事、水洗便所設備工事
			02	冷暖房空調設備工事	空 調	冷暖房、空気調和のための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、空気調和設備工事、ダクト工事
			03	● 浄化槽工事	浄化槽	浄化槽、合併処理浄化槽を設置する工事	浄化槽工事、合併処理浄化槽工事
			04	ガス管配管工事	ガス管	ガス管の配管を設置する工事	ガス管配管工事
			99	その他工事	その他	その他の管工事	厨房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、管内更生工事
10	タイル・れんが・ブロック工事業	タイル	01	タイル・れんが・ブロック工事業	タイル	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又は張付ける工事 注) ・コンクリートブロック据付け工事は、とび・土工工事業のコンクリート工事(05-06) ・建築物の内外装、法面処理、擁壁として石材に類似のコンクリートブロックを積み、又は張付ける工事は、石工事業の石工事(06-01)	コンクリートブロック積み(張り)工事(建築物の建設)、れんが積み(張り)工事、タイル張り工事、築炉工事、石綿スレート張り工事(外壁等)

【別表 1】

○ 『建設工事』業種コード

※ 「受注希望工事」欄に ●印 が表示されている工事を希望される場合は、資格情報を確認できる書類が必要となります。

業 種			受注希望工事分類			工 事 の 内 容	工 事 の 例 示
業種大コード	業 種 名	略称	業種小コード	工事分類名	略称		
11	鋼構造物工事業	鋼構造	01	鉄骨工事	鉄 骨	形鋼、鋼板等の鋼材の加工、組立てにより鉄骨を築造する工事 注) ・既に加工された鉄骨を組立てるのみの工事は、とび・土工事業の鉄骨等組立架設工事(05-01)	鉄骨工事、バックネット加工組立て工事、避難階段設置工事
			02	鋼橋梁工事	鋼 橋	形鋼、鋼板等の鋼材の加工、組立てにより鋼橋梁等を築造する工事 注) ・既に加工された鋼橋梁等を組立てるのみの工事は、とび・土工事業の鉄骨等組立架設工事(05-01)	鋼橋梁工事、鋼ロックシェード工事
			03	鉄塔工事	鉄 塔	形鋼、鋼板等の鋼材の加工、組立てにより鉄塔を築造する工事	鉄塔工事
			04	門扉工事	門 扉	形鋼、鋼板等の鋼材の加工、組立てにより閘門、水門等の門扉を築造する工事	閘門工事、水門工事、鋼製自動堰工事
			05	プール工事	プ ール	形鋼、鋼板等の鋼材の加工、組立てによりプールを築造する工事	鋼製プール工事、ステンレス製プール工事
			06	鋼製タンク工事	タンク	形鋼、鋼板等の鋼材の加工、組立てによりタンクを築造する工事	鋼製水槽工事、石油貯蔵用タンク工事、ガス貯蔵用タンク工事
			99	その他工事	その他	その他の鋼構造物工事	屋外広告工事
12	鉄筋工事	鉄 筋	01	鉄筋工事	鉄 筋	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、ガス圧接工事
13	ほ装工事	ほ 装	01	ほ装工事	ほ 装	装道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、砕石等によりほ装する工事 注) ・ガードレール、標識等の道路付属物設置工事は、とび・土工事業の道路付属物設置工事(05-09)	アスファルトほ装工事、コンクリートほ装工事、ブロックほ装工事、路盤築造工事
14	しゅんせつ工事	しゅん	01	しゅんせつ工事	しゅん	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事 注) ・陸上で使用する掘削機で施工できる程度のしゅんせつ工事は、とび・土工事業の土工(05-05)	しゅんせつ工事(しゅんせつ船等によるもの)
15	板金工事業	板 金	01	板金工事	板 金	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製の付属物を取り付ける工事 注) ・板金屋根工事は、屋根工事業の屋根工事(07-01)	板金加工取付け工事、建築板金工事、カラー鉄板貼付け工事、ステンレス貼付け工事
16	ガラス工事業	ガラス	01	ガラス工事	ガラス	工作物にガラスを加工して取り付ける工事	ガラス加工取付け工事
17	塗装工事業	塗 装	01	塗装工事	塗 装	塗料、塗材等を工作物に吹付け、又は塗付ける工事	塗装工事、溶射工事、鋼構造物塗装工事
			02	路面標示工事	路 面	塗料、塗材等を加熱又は溶着により路面に標示する工事	区画線工事

【別表 1】

○ 『建設工事』業種コード

※ 「受注希望工事」欄に ●印 が表示されている工事を希望される場合は、資格情報を確認できる書類が必要となります。

業 種			受注希望工事分類			工 事 の 内 容	工 事 の 例 示			
業種大コード	業 種 名	略称	業種小コード	工事分類名	略称					
17	塗装工事業	塗 装	03	屋内床面標示工事	屋内床	屋内にコートラインを標示する工事	コートライン標示工事			
			99	その他工事	その他	その他の塗装工事	布張り仕上工事			
18	防水工事業	防 水	01	防水工事	防 水	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事（しゅんせつ船等によるもの）			
						注）・陸上で使用する掘削機で施工できる程度のしゅんせつ工事は、とび・土工事業の土工（05-05）				
19	内装仕上工事業	内 装	01	内装仕上工事	内 装	木材、石膏ボード、壁紙等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事			
						02	床仕上工事	床	ビニール床タイル、カーペット、ウッドカーペット等を行う工事	床仕上工事
						03	たたみ工事	たたみ	たたみを用いて建築物の床仕上げを行う工事	たたみ工事
						04	ふすま工事	ふすま	ふすまを用いて建築物の間仕切り等を行う工事	ふすま工事
						99	その他工事	その他	その他の内装仕上工事	家具工事、防音工事
20	機械器具設置工事	機 械	01	運搬機器設置工事	運 搬	運搬機器の組立て、取付けを行う工事	昇降機設置工事、エスカレータ設置工事、自動搬送機設置工事			
						02	プラント設備工事	プラント	電気設備、管、電気通信設備、消防施設等のプラント設備を複合的に設置する工事（03を除く）	プラント設備工事
						注）・上水道施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設を建設する工事は、水道施設工事業の取水施設工事（26-01）、浄水施設工事（26-02）又は配水施設工事（26-03） ・下水道施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設を建設する工事は、水道施設工事業の下水処理設備工事（26-04） ・清掃施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設の工事は、清掃施設工事業のごみ処理施設工事（28-01）又はし尿処理施設工事（28-02）				
						03	水処理設備工事	水処理	上水道施設、下水道施設等の水処理機械設備を複合的に設置する工事	水処理機械設備工事、沈砂池機械設備工事、凝集池機械設備工事、沈殿池機械設備工事
注）・上水道施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設を建設する工事は、水道施設工事業の取水施設工事（26-01）、浄水施設工事（26-02）又は配水施設工事（26-03） ・下水道施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設を建設する工事は、水道施設工事業の下水処理設備工事（26-04） ・し尿処理施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設の工事は、清掃施設工事業のし尿処理施設工事（28-02）										
04	汚泥脱水設備工事	脱 水	汚泥脱水設備工事	汚泥脱水機械設備工事						

【別表 1】

○ 『建設工事』業種コード

※ 「受注希望工事」欄に ●印 が表示されている工事を希望される場合は、資格情報を確認できる書類が必要となります。

業 種			受注希望工事分類			工 事 の 内 容	工 事 の 例 示
業種大コード	業 種 名	略称	業種小コード	工事分類名	略称		
20	機械器具 設置工事	機 械	05	汚泥焼却 設備工事	焼 却	汚泥焼却用機械器具を設置する工事	汚泥焼却炉設備工事
			06	給排気機器 設置工事	給排気	トンネル、地下道等の給排気用機械器具を設置する工事	換気設備工事、送風機械設置工事
			07	揚排水機器 設置工事	揚排水	揚排水機器設備を設置する工事	揚水機設置工事、排水機設置工事
			08	ダム用仮 設備工事	ダム仮	ダム用仮設備を設置する工事	ダム用仮設備工事
			99	その他工事	その他	その他の機械器具設置工事	内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車場設備工事、固定クレーン設置工事、ラバーダム設置工事
21	熱絶縁工事業	熱絶縁	01	冷暖房熱 絶縁工事	動 力	動力設備に付帯する配管、ダクト等の工作物を熱絶縁する工事	動力設備熱絶縁工事
			99	その他工事	その他	その他の熱絶縁工事	燃料工業設備熱絶縁工事、化学工業設備熱絶縁工事
22	電気通信工事業	通 信	01	● 有線電気 通信工事	有 線	有線電気通信設備を設置する工事	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、電話設備設置工事、有線放送機械設置工事
			02	無線電気 通信工事	無 線	無線電気通信設備を設置する工事	無線放送機械設置工事、空中線設備工事
			03	● データ通信 設備工事	デー タ	データ通信設備を設置する工事	データ通信設備工事
			04	情報制御 設備工事	情 報	情報制御設備を設置する工事	情報制御設備工事、電子計算機設置工事
			99	その他工事	その他	その他の電気通信工事	T V電波障害防除設備工事、共同アンテナ設置工事
23	造園工事業	造園	01	庭園工事	庭 園	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園等を築造する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、水景工事
			02	公園設備工事	公 園	整地、樹木の植栽、花壇、噴水、その他の修景施設、休憩所その他の休養施設、遊戯施設、便益施設等の設置により公園を築造する工事	公園設備工事、園路工事

【別表 1】

○ 『建設工事』業種コード

※ 「受注希望工事」欄に ●印 が表示されている工事を希望される場合は、資格情報を確認できる書類が必要となります。

業 種			受注希望工事分類			工 事 の 内 容	工 事 の 例 示	
業種大コード	業 種 名	略称	業種小コード	工事分類名	略称			
23	造園工事業	造園	03	広場工事	広 場	整地、樹木の植栽等により広場、緑地等を築造する工事	修景広場工事、芝生広場工事、運動広場工事	
			99	その他工事	その他	その他の造園工事		
24	さく井工事	さく井	01	さく井工事	さく井	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事	
			02	揚水設備工事	揚 水	さく孔、さく井工事に伴う揚水設備等を設置する工事	揚水設備工事、ポンプ設置工事	
			99	その他工事	その他	その他のさく井工事	石油掘削工事、天然ガス掘削工事	
25	建具工事業	建 具	01	サッシ工事	サッシ	サッシを取付ける工事	サッシ取付け工事	
			02	カーテンウォール工事	カーテン	金属製カーテンウォールを取付ける工事	金属製カーテンウォール取付け工事	
			03	シャッター工事	シャッタ	シャッターを取付ける工事	シャッター取付け工事	
			04	自動ドア工事	ドア	自動ドアを取付ける工事	自動ドア取付け工事	
			99	その他工事	その他	その他の建具工事	金属製建具取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事	
26	水道施設工事業	水 道	01	取水施設工事	取 水	上水道、工業用水道等の取水施設を総合的に築造する工事	取水施設工事	
			02	浄水施設工事	浄 水	上水道、工業用水道等の浄水施設を総合的に築造する工事	浄水施設工事	
			注) ・上水道施設の水処理機械設備を複合的に設置する工事は、機械器具設置工事業の水処理設備工事(20-03)					
			03	配水施設工事	配 水	上水道、工業用水道等の配水施設を総合的に築造する工事	配水施設工事	
			注) ・公道下等の上水道管理設工事は、土木工事業の土木一式工事(01-01) ・農業用水道を建設する工事は、土木工事業の農業土木工事(01-02) ・家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道の配水小管を設置する工事は、管工事業の給排水設備工事(09-01)					
04	下水処理設備工事	下 水	公共下水道、流域下水道の処理設備を総合的に築造する工事	下水処理設備工事				
注) ・公道下等の下水道管理設工事は、土木工事業の土木一式工事(01-01) ・かんがい用排水施設工事は、土木工事業の農業土木工事(01-02) ・規模の大小を問わず浄化槽又は合併処理浄化槽によりし尿を処理する施設を建設する工事は、管工事業の浄化槽工事(09-03) ・下水道施設の水処理機械設備を複合的に設置する工事は、機械器具設置工事業の水処理設備工事(20-03) ・し尿処理施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設の工事は、清掃施設工事業のし尿処理施設工事(28-02)								
99	その他工事	その他	その他の水道施設工事					

【別表 1】

○ 『建設工事』業種コード

※ 「受注希望工事」欄に ●印 が表示されている工事を希望される場合は、資格情報を確認できる書類が必要となります。

業 種			受注希望工事分類			工 事 の 内 容	工 事 の 例 示
業種大コード	業 種 名	略称	業種小コード	工事分類名	略称		
27	消防施設 工事業	消 防	01	● 水消火設備 工事	水消火	水消火水による消火に必要な設備を設置する工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事
			02	● 泡消火 設備工事	泡消火	泡による消火に必要な設備を設置する工事	泡消火設備工事
			03	● 不燃性ガス 消火設備工事	ガ ス	不燃性ガス、蒸発性液体による消火に必要な設備 を設置する工事	消火設備工事
			04	● 粉末消火 設備工事	粉 末	粉末による消火に必要な設備を設置する工事	粉末消火設備工事
			05	● 火災報知 設備工事	報 知	火災警報に必要な設備を設置する工事	火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事
			06	● 避難設備 工事	避 難	避難設備を設置する工事	金属製避難はしご設置工事、救助袋設置工事、緩降機設置工事、避難橋設置工事
			07	● 排煙設備 工事	排 煙	排煙設備を設置する工事	排煙設備設置工事
			99	その他工事	その他	その他の消防施設工事	
28	清掃施設工事業	清 掃	01	ごみ処理 施設工事	ご み	ごみ処理施設を総合的に設置する工事	ごみ処理施設工事
			02	し尿処理 施設工事	し 尿	し尿処理施設を総合的に設置する工事	し尿処理施設工事
			99	その他工事	その他	その他の清掃施設工事	

注) ・規模の大小を問わず浄化槽又は合併処理浄化槽によりし尿を処理する施設を建設する工事は、管工事業の浄化槽工事(09-03)
 ・公共下水道、流域下水道の処理設備を総合的に築造する工事は、水道施設工事業の下水処理設備工事(26-04)

【別表 2】

○ 『設計・調査・測量』業務コード

※ 「業務分類名」欄に ●印 が表示されている業務を希望される場合は、登録情報を確認できる書類が必要となります。

業務名	業務分類名	業務コード	業 務 内 容
測量	● 測量一般	3000	基準点測量、水準測量、平板測量等を用いる地形、地物等の測定図示及び地形図等の作成
	● 地図の調製	3010	既成の地図等を基図とし、編集資料を参考にして基図の表現事項を所定の方法によって描画する新たな地形図等の作成
	● 航空測量	3020	空中写真を用いる地形、地物等の測定図示及び地形図等の作成
建築関連コンサルタント	● 建築意匠（建築意匠に関する計画、調査、企画、立案、環境影響調査若しくは助言又は建築意匠に関する工事の設計若しくは監理）		
	居住施設	4000	共同住宅、職員公舎、寄宿舎等
	学校施設	4001	学校、技術専門校、養護学校等
	医療及び社会福祉施設	4002	病院、診療所、保健所、老人ホーム等
	事務所及び庁舎	4003	庁舎、事務所、研究所、試験所等
	スポーツ施設	4004	競技場、体育館、水泳場、その他スポーツ施設等
	劇場及びホール	4005	劇場、公会堂、映画館、観覧場、集会場（オーディトリウムを有するものに限る。）等
	美術館・博物館・記念館	4006	美術館、博物館、記念館、図書館等
	集会場・コミュニティーセンター	4007	集会場・コミュニティーセンター
	厚生施設（宿泊施設等）	4008	ホテル、旅館、保養所等
	その他	4009	戸建住宅、工場、倉庫、自転車置場、その他複合建築物等
	建築構造	4010	特殊構造の建築物、軟弱地盤等における建築構造の設計又は監理
	空調設備	4020	空気調和設備等の設計又は監理
	給排水設備	4030	給排水衛生設備、ガス設備等の設計又は監理
	電機設備	4040	電気設備等の設計又は監理
	建築積算	4050	建築設計における積算数量の算出
	機械積算	4060	機械設計における積算数量の算出
電機積算	4070	電気設計における積算数量の算出	
建築調査	4080	建物の耐震、災害、補修等の調査又は設計	
地質調査	地質調査	5000	建設事業に必要な地質又は土質に関する調査、計測、解析又は判定。地質又は土質に関する資料の提供又は助言
補償コンサルタント	土地調査	6000	土地、建物等の登記簿等の調査、戸籍簿等の調査、土地等の権利者の確認調査、面積計算等
	土地評価	6001	土地及び土地に関する所有権以外の権利の評価、残地補償等に関する調査又は補償金額の算定。土地調書その他これに類する資料の作成
	物件及び機械工作物	6002	物件に関する登記簿等の調査、物件調書その他これに類する資料の作成。物件及び機械工作物に関する調査又は補償金額の算定。居住者及び動産に関する調査又は補償金額の算定
	営業補償・特殊補償	6003	営業、鉱業権、漁業権、水利権その他の特殊な権利、養殖物、特産物に関する調査又は補償金額の算定

【別表 2】

○ 『設計・調査・測量』業務コード

※ 「業務分類名」欄に ●印 が表示されている業務を希望される場合は、登録情報を確認できる書類が必要となります。

業務名	業務分類名	業務コード	業務内容
	事業損失	6004	電波障害、日照障害、水枯渇、地盤変動その他の事業損失に関する調査又は補償金額の算定
	補償関連	6005	公共補償に関する調査又は補償金額の算定
	事業認定	6006	事業認定申請書及び裁決申請書の作成
	その他	6007	物件等の補償金額の算定方法及びその根拠についての説明。精度管理に関する業務。その他の調査又は補償金額の算定
建設関連コンサルタント	河川、砂防及び海岸（治水利水計画、砂防計画若しくは海岸保全計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は河川（ダムを含む。）、砂防（地すべり防止を含む。）若しくは海岸に関する工事の設計若しくは監理）		
	河川	7000	河川に関するもの（治水、利水、水質、底質、地下水、治水経済、堰、水門、閘門、樋門、樋管、機場、築堤、護岸等）
	砂防	7001	砂防に関するもの（砂防ダム、流域特性、流送土砂、地すべり、急傾斜地等）
	ダム	7002	ダムに関するもの（ダム、水理、治水（洪水調節）、利水、ダム施設配置、水理模型実験、管理施設、発電施設、嵩上げ等）
	港湾及び空港	7010	港湾計画若しくは空港計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は港湾若しくは空港に関する工事の設計若しくは監理
	電力土木	7020	電源開発計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は発電用ダム、水路構造物等に関する工事の設計若しくは監理
	道路（道路計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は道路に関する工事の設計若しくは監理）		
	交通及び路線	7030	交通及び路線に関する調査、企画又は設計（交通量、交通解析、自動車起終点、パーソントリップ、物資流動、車両重量、渋滞、道路交通センサス、道路網計画、ネットワーク、駐車場、路線選定、交差点等）
	道路	7031	道路に関する概略（予備）設計、実施（詳細）設計又は監理（道路、橋梁、連絡・休息施設、交差点、道路景観等）
	道路管理施設	7032	道路管理施設に関するもの（交通安全施設、交通管理施設、交通環境施設、交通情報施設、都市基盤施設等）
	鉄道	7040	鉄道計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は鉄道（鋼索鉄道を含む。）に関する工事の設計若しくは監理
	上水道及び工業用水道（上水道計画若しくは工業用水道計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は上水道若しくは工業用水道に関する工事の設計若しくは監理）		
	水道施設	7050	上水道施設又は工業用水道施設に関するもの（取水、浄水、さく井、水処理、汚泥処理、送配水、ポンプ等）
	送配水管渠	7051	送配水管渠に関するもの
	下水道（下水道計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は下水道に関する工事の設計若しくは監理）		
	下水処理施設	7060	下水処理施設に関するもの（水処理、汚泥処理、ポンプ等）
	下水管渠	7061	下水管渠に関するもの
	農業土木	7070	かんがい排水、耕地整備、農地保全等の計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又はこれらに関する設計若しくは監理
	森林土木	7080	治山、林道、森林環境保全等の計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又はこれらに関する設計若しくは監理
	造園	7090	公園緑地計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は公園緑地に関する工事の設計若しくは監理

【別表 2】

○ 『設計・調査・測量』業務コード

※ 「業務分類名」欄に ●印 が表示されている業務を希望される場合は、登録情報を確認できる書類が必要となります。

業務名	業務分類名	業務コード	業 務 内 容	
	都市計画及び地方計画（都市計画又は地方計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理）			
		土地利用計画	7100 土地利用計画に関するもの（フレームワーク、マスタープラン、法規制等）	
		都市施設	7101 都市施設に関するもの（交通施設、公園、緑地施設等）	
		開発事業	7102 開発事業に関するもの（土地区画整理、市街地再開発、都市拠点整備、ニュータウン開発等）	
		地域計画	7103 地域計画に関するもの（地域振興、観光、レクリエーション等）	
		環境保全	7104 環境保全に関するもの（環境整備、景観、公害対策、緑地保全等）	
		地質	7110 地質に関する調査、企画、立案又は助言	
		土質及び基礎	7120 土質に関する調査の企画、立案若しくは助言、構造物の基礎若しくは土の構造物に関する企画、立案若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理	
		鋼構造及びコンクリート（鉄骨構造、鉄筋コンクリート構造、コンクリート若しくはコンクリート構造に関する調査、企画、立案若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理）		
			鋼橋上部工	7130 橋梁上部工に関するもの（合成桁、トラス、ラーメン、アーチ、斜張橋、吊橋、鋼床版、ランガー、ローゼ等）
			コンクリート橋上部工	7131 コンクリート橋上部工に関するもの（場所打コンクリート、床版橋、プレテンション桁、ポストテンション桁、ラーメン、アーチ、斜張橋、特殊コンクリート等）
			橋梁下部工・基礎構造	7132 橋梁下部工に関するもの（橋台、橋脚、鋼製橋脚、特殊構造等）、基礎構造に関するもの（直接基礎、既製杭、場所打杭、深礎杭、ケーソン、鋼管矢板、連壁、地盤改良等）
			新交通・モノレール	7133 新交通及びモノレールに関するもの（上部構造、下部構造、基礎構造等）
			特殊構造	7134 特殊構造に関するもの（景観、耐風、耐震、防護工（落石・雪崩）、遮音壁、化粧板等）
			維持・補修、その他	7135 鋼構造物及びコンクリート構造物の維持、補修に関するもの（点検、損傷、変状、維持、補修、拡幅、基礎補強、架換等）
		トンネル	7140 トンネル構造に関する調査、企画、立案若しくは助言又はトンネルに関する工事の設計若しくは監理	
		施工計画、施工設備及び積算	7150 工事実施に関する調査、企画、立案若しくは助言、工事実施の監理、工事実施のための調査若しくは設計又は施工方法、仮設計画若しくは工程計画に基づく積算若しくは工事原価管理	
		建設機械	7151 工事実施のための機械の調査、設計若しくは監理	
	建設環境（環境アセスメント又は環境管理、環境整備に関する調査、計画若しくは設計）			
		環境調査・計画	7170 大気、水質、騒音、振動、動物・植物生態系、景観等に関する調査、予測、評価又は記録	
		環境整備	7171 河川空間環境、道路環境、地域環境等に関する環境整備、景観、公害対策、緑地保全等に関する計画又は設計	
	その他の建設コンサルタント	7900		
その他	資料整備	7901	調査、計画、設計等に関する資料の収集、記録又は資料の整備	
	その他	7902	廃棄物対策、情報システム、情報通信、防災対策等に関する企画、調査・計画、予測、評価又は記録等。補償説明。 ●不動産鑑定、●計量証明、●登記業務	

【別表 3】

○ 『維持管理』業務コード

業務名	業務コード	業務内容
事務用機器の保守管理	0001	全般、複写機、パソコン、プリンタ、会計機、印刷機、ファクシミリ 等
特殊機器・設備の保守管理	0002	全般、電子計算機、視聴覚機器、放送機器、理化学機器、登録・認証機、保管機、消防・防災機器、発電・電源装置、ポンプ、ろ過機、調理機器、楽器、量水器、医療機器、券売機 等
建築設備の保守管理	0003	全般、自家用電気工作物、エレベーター・ダムウェーダー、自動ドア、電話交換機、消防設備、自家用発電装置、ボイラー、空調設備、排水処理装置、浄化槽、受水槽、クレーン、舞台設備 等
建物管理	0004	全般、清掃、警備、電話交換、受付案内 等
樹木等の維持管理、害虫駆除	0005	樹木、建物、ねずみ・ゴキブリ駆除、ガス燻蒸 等
廃棄物処理	0006	一般廃棄物収集、一般廃棄物運搬、一般廃棄物処分、産業廃棄物収集 産業廃棄物運搬 産業廃棄物処分 等
事務管理	0007	全般、公民館等、スポーツ施設、駐車場、保健業務 等
電算	0008	全般、システム開発、データ入力、バッチ処理、オンライン処理、システム保守 等
環境測定	0009	全般、公害一般、水質、悪臭、煙道排ガス、作業環境、交通量 等
調査	0010	全般、世論、土地・建物現況、漏水、ガス漏れ、公図・図面等の作成、不動産鑑定、地下タンク、非破壊検査、自然環境 等
撮影	0011	全般、航空写真、マイクロ写真、映画、ビデオ 等
人材派遣	0012	専門講師等
研修	0013	各種研修業務
文書管理	0014	全般、速記、タイプ、翻訳、封入封緘、発送代行、文書保管 等
旅行	0015	各種旅行業務
輸送	0016	全般、給与、給食、放置車輛、乳製品 等
イベント	0017	全般、会場設営、展示物製作、イベント・式典の企画、会場設営 等
リース、レンタル	0018	全般、自動車、寝具類、トイレ用衛生器具、介護用器具、福祉機器、医療機器、仮設建物、OA機器、パソコン、複写機、プリンタ 等
選挙	0019	選挙業務

【別表 3】

○ 『維持管理』業務コード

業務名	業務コード	業 務 内 容
運転・運行管理	0020	全般、特殊機械・設備、車輛運行 等
保健、介護福祉	0021	全般、巡回介護、入浴介護、在宅看護・介護、寝具洗濯・乾燥、医療事務、健康診断、X線撮影 等
ガス・水道機器の保守管理	0022	ガス、水道機器
保険	0023	自動車損害保険、賠償責任保険、火災保険 等
給食	0024	給食業務
計画策定	0025	福祉計画、総合計画 等
上記以外の業種	0099	

【別表 4】

○ 『物品供給』業務コード

業 種 名	業種コード	取 扱 品 目
事務用品・機器	0101	全品目、事務用品、事務用機器、文房具類、紙 等
教材、教具	0102	全品目、学校用、保育用、教育用図書、視聴覚機器 等
印刷、製本	0103	全品目、印刷、製本、地図 等
家具、什器	0104	全品目、木製家具、金属製家具、物置、什器 等
電気製品	0105	全品目、家電製品、放送機器、通信機器、空調機器 等
時計、ミシン	0106	全品目、時計、ミシン・編機 等
楽器、レコード	0107	全品目、楽器、レコード 等
スポーツ用品	0108	全品目、スポーツ用品、レジャー用品、遊具 等
写真、カメラ	0109	全品目、D P E、カメラ、映写機、写真材料 等
映画、ビデオソフト	0110	全品目、映画、ビデオソフト 等
図書	0111	全品目、書籍、雑誌、地図、電子書籍 等
百貨、ギフト	0112	全品目、百貨、ギフト品 等
印章、カップ、記念品	0113	全品目、印章、カップ・トロフィー、ネームプレート、バッジ・メダル、記念品、旗 等
理化学機器等	0114	全品目、理化学機器、光学機器、測量機器、測定機器、計量機器、ろ過器 等
薬品、薬剤	0115	全品目、医薬品、工業薬品、農薬、防疫薬品、試薬、消毒剤、洗剤、工業用ガス、ろ過布 等
厨房機器	0116	全品目、家庭用調理機器、業務用調理機器、給食用食器類 等
食品	0117	全品目、学校給食用基本物資、野菜・果物、豆腐・こんにゃく、精肉、卵、弁当 等
消防・防災・防犯用品	0118	消防用ポンプ・ホース、消防用品、消防設備、非常用備蓄食料、防犯用品、交通安全用品 等

【別表 4】

○ 『物品供給』業務コード

業 種 名	業種コード	取 扱 品 目
車輜、車輜部品	0119	全品目、乗物、貨物、軽、二輪、清掃、消防、特殊、バス、自転車、部品・用品、 タイヤ、解体、修理 等
建設・産業用機械	0120	全品目、建設機械、産業機械、清掃用機械、発電機、電動工具、焼却炉、部品 等
資材	0121	全品目、石材、砂材、砕石、砂利、土、木材、ガラス、生コンクリート、コンクリート二次製品、舗装用資材、ヒューム管、鉄管、陶管、塩ビ管、コンクリート管、鉄蓋、サッシ類、鉄製品、弁類、乳剤、グレーチング、丸太、竹材、ブロック・煉瓦、耐火材料、タイル、水道用資材、電設用資材、空調用資材、配電盤 等
看板、標識	0122	全品目、看板、標識、表示板、黒板、ステッカー、交通保安用品、模型 等
ゴム・皮革製品	0123	全品目、靴、鞆 等
電子計算機	0124	全品目、電子計算機、ワードプロセッサ、電算用品 等
繊維製品	0125	全品目、事務服、作業服、防火服、消防用被服、帽子、寝具、タオル、衣料雑貨 等
室内仕上品	0126	全品目、畳、カーテン、じゅうたん、ブラインド、壁紙 等
園芸、種苗、生花	0127	全品目、園芸材料、肥料、種苗、生花 等
選挙用品・用具	0128	選挙用品・用具
医療・福祉機器等	0129	全品目、医療機器、介護機器、介護用ベッド、車椅子、介護用品、医療材料、感染防護服 防護マスク 等
雑貨類	0130	全品目、荒物、金物、食器、ガラス器、陶磁器、軍手、ワックス、塗料、トイレットペーパー、工具類 等
燃料類	0131	全品目、ガソリン、軽油、重油、灯油、潤滑油、LPガス 等
不要品買受け	0132	全品目、アルミ、鉄類 等
ガス・水道用機器	0133	ガス用機器、水道用機器
上記以外の物品供給	0199	

その他

1 市町村コード表

コード	市町村
100	さいたま市
201	川越市
202	熊谷市
203	川口市
206	行田市
207	秩父市
208	所沢市
209	飯能市
210	加須市
211	本庄市
212	東松山市
214	春日部市
215	狭山市
216	羽生市
217	鴻巣市
218	深谷市
219	上尾市
221	草加市
222	越谷市
223	蕨市
224	戸田市

コード	市町村
225	入間市
227	朝霞市
228	志木市
229	和光市
230	新座市
231	桶川市
232	久喜市
233	北本市
234	八潮市
235	富士見市
237	三郷市
238	蓮田市
239	坂戸市
240	幸手市
241	鶴ヶ島市
242	日高市
243	吉川市
245	ふじみ野市
246	白岡市
301	伊奈町
324	三芳町

コード	市町村
326	毛呂山町
327	越生町
341	滑川町
342	嵐山町
343	小川町
346	川島町
347	吉見町
348	鳩山町
349	ときがわ町
361	横瀬町
362	皆野町
363	長瀨町
365	小鹿野町
369	東秩父村
381	美里町
383	神川町
385	上里町
408	寄居町
442	宮代町
464	杉戸町
465	松伏町

2 都道府県コード表 コード 都道府県

コード	市町村
01	北海道
02	青森県
03	岩手県
04	宮城県
05	秋田県
06	山形県
07	福島県
08	茨城県
09	栃木県
10	群馬県
11	埼玉県
12	千葉県
13	東京都
14	神奈川県
15	新潟県
16	富山県
17	石川県
18	福井県
19	山梨県
20	長野県
21	岐阜県
22	静岡県
23	愛知県
24	三重県

コード	市町村
25	滋賀県
26	京都府
27	大阪府
28	兵庫県
29	奈良県
30	和歌山県
31	鳥取県
32	島根県
33	岡山県
34	広島県
35	山口県
36	徳島県
37	香川県
38	愛媛県
39	高知県
40	福岡県
41	佐賀県
42	長崎県
43	熊本県
44	大分県
45	宮崎県
46	鹿児島県
47	沖縄県

《参考 地方自治法施行令第167条の4》

(一般競争入札の参加者の資格)

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。

六 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

《参考 地方自治法施行令第167条の11第1項》

(指名競争入札の参加者の資格)

第167条の11 第167条の4の規定は、指名競争入札の参加者の資格についてこれを準用する。

(競争入札参加資格)

第1条 埼玉東部消防組合(以下「消防組合」という。)が行う競争入札に参加することができる者は、競争入札の参加資格に関する審査(以下「資格審査」という。)を受け、競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載された者とする。

(資格審査を受けることができない者)

第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、資格審査を受けることができない。

- (1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの(特別の理由のある者を除く。)
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項(同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定により、消防組合が行う競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 営業に関し法律上必要とする許可等を受けていない者

(資格審査の実施)

第3条 資格審査は、隔年度(当該年度の1月1日が西暦の奇数年に当たる年度をいう。)に1回実施するものとする。

2 前項による資格審査のほか管理者が必要と認めるときは、資格審査を実施することができる。

(資格審査の申請)

第4条 資格審査を受けようとする者は、管理者が別に定める申請書を指定する期間に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請に当たっては、管理者が別に定める関係書類を提出しなければならない。

(受付済証の交付)

第5条 第3条に規定するところにより資格審査を受けた者については、受付済証を交付することができる。

(資格審査及び級別格付)

第6条 資格審査を受けた者については、格付を行うものとする。

2 建設工事については、建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23第1項の規定による経営事項審査により算出された総合評点とISO認証取得点及び障がい者雇用状況点を合計し、次の表の区分により、A級、B級、C級、D級又はE級のいずれかの級に格付を行うものとする。

建設工事の区分	A級	B級	C級	D級	E級
土木一式工事	1,000点以上	800点以上 1,000点未満	650点以上 800点未満	500点以上 650点未満	500点未満
建築一式工事	1,100点以上	800点以上 1,100点未満	650点以上 800点未満	500点以上 650点未満	500点未満
その他の建設工事	1,000点以上	800点以上 1,000点未満	650点以上 800点未満	500点以上 650点未満	500点未満

- (1) ISO認証取得点は、(公財)日本適合性認定協会(以下「JAB」という。)又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が認証したISO9001及び14001を対象とし、資格審査申請において登録証の写しを提出した者の申請した全ての業種に対して、次の表の区分により算出した数値を配点する。なお、協同組合については、当該協同組合としての認証取得を対象とする。

対象規格	ISO9001	ISO14001
配点	35	15

- (2) 障がい者雇用状況点は、障がい者雇用率が次の者の申請した全ての業種に対して10点を配点する。

ア 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律123号)第43条第7項に規定する事業主が、資格審査申請日直前の6月1日現在において雇用する障がい者の数が同条第1項に規定する法定雇用障がい者数以上であり、主たる事務所を管轄する公共職業安定所に報告した障がい者の雇用に関する報告書の写しを提出した場合

イ 障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第7項に規定する事業主以外の事業主が、資格審査申請日時点において障がい者を1人以上雇用し、障がい者雇用の証明書を提出した場合

- 3 設計・調査・測量、維持管理業務及び物品供給(以下「業務委託等」という。)については、次の表の区分により、A級、B級又はC級のいずれかの級に格付を行うものとする。

業務委託等の区分	格付要件	A級	B級	C級
設計・調査・測量	年間平均実績高	3,000万円以上	1,000万円以上	1,000万円未満
	従業員数(技術者数)	5人以上	3人以上	3人未満
	資本金	300万円以上	100万円以上	100万円未満
維持管理業務	年間平均実績高	1億円以上	1,000万円以上	1,000万円未満
	従業員数	50人以上	5人以上	5人未満
	資本金	1,000万円以上	200万円以上	200万円未満

業務委託等の区分	格付要件	A級	B級	C級
物品供給	年間平均実績高	1億円以上	3,000万円以上	3,000万円未満
	従業員数	7人以上	3人以上	3人未満
	資本金	2,000万円以上	200万円以上	200万円未満

(共同企業体の級別格付)

第7条 建設工事の共同企業体の格付については、建設業法第27条の2第3項の経営事項審査の項目及び基準（昭和63年建設省告示第1316号）の各項目（営業年数については除く。）を合算し、前条第2項の規定に基づき行うものとする。

(資格者名簿への登載)

第8条 管理者は、前2条の規定に従い、資格審査を行ったときは、資格者名簿に必要な事項を登載する。

(参加資格の有効期間)

第9条 競争入札参加資格の有効期間は、資格審査を実施した日の属する年度の翌年度の4月1日から2年間とする。ただし、第3条第2項を適用した場合については、管理者が別に定める期間とする。

(建設工事の指名業者の選定)

第10条 指名競争入札に関し指名する建設工事の業者の選定は、級別格付された業者の中から、次の表の区分に従い行うものとする。

業者の区分	発注標準額		
	建設工事		
	土木一式工事	建築一式工事	その他の建設工事
A級	1億円以上	2億円以上	1億円以上
B級	5,000万円以上1億円未満	8,000万円以上2億円未満	5,000万円以上1億円未満
C級	1,000万円以上5,000万円未満	2,000万円以上8,000万円未満	1,000万円以上5,000万円未満
D級	500万円以上1,000万円未満	500万円以上2,000万円未満	500万円以上1,000万円未満
E級	500万円未満	500万円未満	500万円未満

2 管理者は、建設工事の施行上必要があるときは、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる建設工事について、それぞれ同表の右欄に掲げる級に級別格付された業者を選定することができる。

格付区分	適用を可とする級の区分
A級に格付された業者を選定すべき建設工事	B級
B級に格付された業者を選定すべき建設工事	A級及びC級
C級に格付された業者を選定すべき建設工事	B級及びD級
D級に格付された業者を選定すべき建設工事	C級及びE級
E級に格付された業者を選定すべき建設工事	D級

3 管理者は、建設工事の施行上特に必要があると認めるときは、前項に定める基準のほか、別に指名競争入札参加資格を定め、業者を選定することができる。

(業務委託等の指名業者の選定)

第11条 指名競争入札に関し指名する業務委託等の業者の選定は、級別格付された業者の中から、次の表の区分に従い行うものとする。

業者の区分	発注標準額		
	設計・調査・測量	維持管理業務	物品供給
A級	1,000万円以上	1,000万円以上	1,000万円以上
B級	50万円以上1,000万円未満	50万円以上1,000万円未満	50万円以上1,000万円未満
C級	50万円未満	50万円未満	50万円未満

2 管理者は、業務委託等の施行上必要があるときは、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる業務委託等について、それぞれ同表の右欄に掲げる級に級別格付された業者を選定することができる。

格付区分	適用を可とする級の区分
A級に格付された業者を選定すべき業務委託等	B級
B級に格付された業者を選定すべき業務委託等	A級及びC級
C級に格付された業者を選定すべき業務委託等	B級

3 管理者は、業務委託等の施行上特に必要があると認めるときは、前項に定める基準のほか、別に指名競争入札参加資格を定め、業者を選定することができる。

(資格審査を受けた者の届出義務)

第12条 資格審査を受け、資格者名簿に登載された者は、次に掲げる事項について変更があったときは、直ちに、関係書類を添えて届け出なければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 住所（建設工事の請負の請負にあつては、主たる営業所の所在地を含む。）、電話番号、ファクシミリ番号又は電子メールアドレス
- (3) 法人の代表者
- (4) 事業主又は法人の代表者の役職名又は氏名
- (5) 代理人
- (6) 代理人を置く営業所の所在地、電話番号、ファクシミリ番号又は電子メールアドレス
- (7) 代理人の役職名又は氏名
- (8) 許可番号又は許可区分
- (9) 許可又は登録（測量業者登録及び建築士事務所登録に限る。）の有無
- (10) 中小企業等協同組合等にあつては、その組合員（資格者名簿に登載されている者に限る。）

2 資格審査を申請した者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、直ちに関係書類を添えて書面により管理者に届け出なければならない。

- (1) 第2条第1号に該当する者となったとき。
- (2) 死亡（法人においては解散）したとき。
- (3) 営業停止命令を受けたとき。
- (4) 営業の休止、再開又は廃止をしたとき。
- (5) 金融機関に取引を停止されたとき。
- (6) 官公需適格組合の証明を受けた中小企業等協同組合等として資格審査を申請した者が、官公需適格組合の証明を受けられない者となったとき。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立てを行ったとき、更生手続開始の決定があったとき及び更生計画の認可がなされたとき。
- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てを行ったとき、再生手続開始の決定があったとき及び再生計画の認可がなされたとき。

（参加資格の有効期間内における営業報告等）

第13条 管理者は、資格審査を受け資格者名簿に登載した者に対し、指名競争入札参加資格の有効期間内において経営状況等を知るため必要と認める場合、必要とする書類の提出を命ずることができる。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年9月9日告示第26号）

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の第6条第2項第2号の規定は、平成25年6月1日以後の第4条の規定による申請について適用し、同日前の申請については、なお従前の例による。

（経過措置）

3 この告示の施行の日の前日までに、改正前の埼玉東部消防組合競争入札参加者の資格等に関する規程の規定によりされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。